

農林委員會會議録第五十一号

(11011)

昭和二十九年五月二十六日(水曜日)
午前十一時一分開議

出席委員

委員長 井出一太郎君
理事 足立 篤郎君 理事 佐藤洋之助君
理事 綱島 正興君 理事 福田 喜東君
理事 金子與重郎君 理事 芳賀 貢君
理事 川俣 清吉君

出席國務大臣

農林大臣 保利 茂君
出席政府委員

農林政務次官 平野 三郎君
農林事務官(農林經濟局長) 小倉 武一君
農林事務官(畜産局長) 大坪 藤市君
委員外の出席者

農林技官(畜産局長) 井上 綱雄君
専門員 難波 理平君
専門員 岩隈 博君
専門員 藤井 信君

五月二十六日

委員井手以誠君及び中澤茂一君辭任につき、その補欠として島上善五郎君及び稲富稔人君が議長の指名で委員に選任された。

同日
委員島上善五郎君辭任につき、その補欠として井手以誠君が議長の指名

で委員に選任された。

五月二十六日

昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出第一八一号)
同月二十五日
桑田陳壽對策確立に関する請願(増田甲子七君紹介)(第四九七八号)
同(小川平二君紹介)(第四九七九号)
同(中澤茂一君紹介)(第四九八〇号)
同(松平忠久君紹介)(第四九八一号)
同(吉川久衛君紹介)(第四九八二号)
同(降旗徳弥君紹介)(第五〇〇六号)
農林省岩手種畜牧場用地の転用反対に関する請願(田子一民君紹介)(第四九八二号)

保溫折衷苗代設置に要する温床紙購入費国庫補助に関する請願(降旗徳弥君紹介)(第五〇〇七号)
晩霜害對策確立に関する請願(大石ヨシユ君紹介)(第五〇一四号)
大製パン工場設置反対に関する請願(中村庸一郎君紹介)(第五〇一五号)
同(天野公義君紹介)(第五〇三八号)
鹿屋市に国立茶葉試験場設置の請願(永田良吉君紹介)(第五〇二二号)
鹿屋市に酪農試験場設置の請願(永田良吉君紹介)(第五〇二三号)
酪農振興法制定に関する請願(生田宏一君紹介)(第五〇二四号)
同外一件(荒船清十郎君紹介)(第五〇四八号)

凍霜害對策確立に関する請願(小川平二君紹介)(第五〇二五号)

同(秋元たけ子君紹介)(第五〇六一号)
高隈ダム建設に伴う犠牲者補償費増額に関する請願(永田良吉君紹介)(第五〇二九号)
四国西部地区を高度集約酪農地区に指定の請願(中村時雄君紹介)(第五〇八〇号)

限戸川護岸工事建設促進に関する請願(鈴木義男君紹介)(第五〇八二号)
の審査を本委員会に付託された。

同日
日本中央競馬会法案に関する陳情書(名古屋市中区伊勢町名古屋競馬株式會社取締役社長桑原幹根)(第三一〇号)
養蚕技術員の身分安定に関する陳情書(東京都議會議長佐々木恒司外九名)(第三一二四号)
購置資金に対するスタンパ制度の継続に関する陳情書(東京都議會議長佐々木恒司外九名)(第三一二五号)
積集法等による団体営土地改良事業の割当予算増額の陳情書(東京都議會議長佐々木恒司外九名)(第三一二六号)

麦病害虫防除に対する国庫補助金の復活に関する陳情書(東京都議會議長佐々木恒司外九名)(第三一二七号)
生糸輸出確保措置促進に関する陳情書(東京都議會議長佐々木恒司外九名)(第三一二八号)

同外九名(第三二二九号)
急傾斜地帯農業振興臨時措置法による事業促進に関する陳情書(愛媛県知事久松定武)(第三二三〇号)
主要食糧配給計画の改正に関する陳情書(広島県議會議長松山祐四郎)(第三二四九号)

桑園の凍霜害による損失補償等に関する陳情書(岐阜市西野町三丁目岐阜早農養蚕事業農業協同組合連合會會長齋見清平)(第三二五〇号)
茶、桑、ラミィ並びに葉たばこの凍霜害に対する国庫助成の陳情書(鹿児島県知事重成格)(第三二五一号)
畜産団体の強化等に関する陳情書(東京都千代田区丸の内三丁目東京都畜産農業協同組合連合會會長嶋下栄吉外四十六名)(第三二七〇号)

桑園の凍霜害による損失補償等に関する陳情書(東京都千代田区有楽町一丁目全国養蚕販賣農業協同組合連合會會長北原金平)(第三二七二号)
ひょう雪に対する早期救済に関する陳情書(石川県議會議長宮永盛雄)(第三二七三号)
外米配給中止に関する陳情書(石川県議會議長宮永盛雄)(第三二七四号)

食糧の価格と輸入計画に関する陳情書(東京都中央区日本橋兜町二丁目四十七番地製粉協會會長正田英三郎)(第三二一〇号)
を本委員会に送付された。

して参考人招致の件
奄美群島復興特別措置法案について、地方行政委員會に連合審査會開會申入れの件
日本中央競馬会法案(内閣提出第一二六号)

昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出第一八一号)
〇佐藤(洋)委員長代理 これより會議を開きます。
日本中央競馬会法案を議題にいたしましてその審査を進めます。昨日に引き続き質疑を継続いたします。稲富委員。

〇稲富委員 それでは畜産局長にお尋ねいたします。この前私競馬會法案に對しまして、質問続中でお断りいたしましたので、引き続きお尋ねしたいと思つたのでございますが、要は明瞭なる競馬を行うということが最も必要だ、かように考えるわけでございまして、その点につきましては、現在の国営でやるのと民営にするのと、競馬の執行にはたしてどれだけの真価があるか、真価というのは、いわゆる明朗なる、しかも公正なる競馬をやるという点においてどういふような見通しがあるか、この点ひとつ承りたいと思つております。

〇大坪政府委員 ただいま、競馬は明朗に行うべきものであるという御意見であります。まさにその通りと思つております。明朗に競馬を行いま

するためには、競馬を施行する施行者にその人を得ますと同時に、なお競馬場等の施設につきましても相当の施設

に引継いで行わしめたい、かような趣旨で提案いたしておる次第であります。

○稽査委員 公正なる競馬を行うということに對しましては、畜産局長としてもその点を十分念頭に置いておられるようでございますが、しからば次にお尋ねしますのは、その公正なる競馬を行うということに對して必要な条件は、今も御答弁のありましたように、その競馬をやる受入れ態勢の問題であると同時に、この受入れ態勢を構成する人的要素というものが当然必要だと思ふのであります。そうなりますと、これは先日の委員会でも問題になりました、十三条の構成メンバーの役員でございしますが、役員の中に馬主が入る、こういうようなことがもしもあるといたしますと、たとい明朗な競馬でありました場合でも、一般から見ると、役員は競走馬のために明朗でないというような疑点を持たれる場合が多いと思ひます。たとえばスターターがスタートを切る。ところが十分なスタートでなかつたとしてスターターがカンバイする。そのカンバイに對して一般觀衆は、馬主の持馬が出遅れたためにカンバイしたのだ、こういう疑点を持たれるということが競馬にはよくあることでございますから、そういう点から言つて、馬主が役員の人に入るといふことは、明朗な競馬が行われないうような疑いを持たれるおそれがあると思ひますので、十三条の構成メンバーの役員の中には、馬主のごときかにもそういうような疑点を持たれるような方は役員になれないということをお明文にうたふ必要があると考へるのでございますが、これに對

してどういうようなお考えを局長としてはお持ちになつておるか、伺いたいと思います。

○大坪政府委員　馬主が中央競馬会の役員になるといふような点に關連いたしましたて、競馬を公正に執行させるためには、理事者が競馬そのものに直接の利害關係を持つておる馬主であるといふことは好ましくないといふような御意見でありますが、理論といたしましてはまさに御意見の通りではないかと考えるのであります。ただ本法案の内容にもうたつてあります通り、役員の任命につきましては、理事長につきましては農林大臣が直接これを任命する、その他の役員につきましては、農林大臣が理事長の任命に承認を与え、かういふようなシステムをとつてゐるのであります、馬主の中にもいゝゆる高潔な人格者と申しますか、しかも競馬そのものに非常な経験と知識を持つておられる非常にりつばな方も相当あられますし、また今までの長い間の競馬そのものにつきましますくゝの伝統と申しますか、そういうような点もありますので、法律上当然の欠格要件といたしましては、私どもとしてはそこまで行く必要はないのではないかと、農林大臣が認可し、あるいは任命をいたします場合に、その点よく当該馬主の理事者となるべき者の人格その他各般の事情を勘案いたしまして、その辺を考慮いたしますれば、法律上当然の欠格要件まで持つて行く必要もないじやなからうかといふ見解のもとに、法律上当然の欠格要件といたしましては差控えておる次第でありますが、理論といたしましては、ただいま

の御意見の通りだと思ふのであります。

○稲富委員　ただいまの問題であります。

すが、もちろん農林大臣が任命しますので、人格高潔なる馬主の中から選ばうというようなお考えは当然であろうと思ふのであります。とてろがたといふ馬主はどんな人格高潔な人といえども、持馬というのはそのうは行きません。やはりスタートが悪いということも出て来ると思ふ。そういう場合にスターターがカンバイする。そのときたま／＼人格高潔なる馬主の役員の馬が遅れたという場合に、一般の観衆はどう見るかという、やはりそういう役員の馬であつたためにカンバイしたのだ、こういう疑点を持たれることが往々にしてあると思ふ。そういう点から、そういう一般の疑問を持たせることをなさらないようにするためには、そういうことは当然前もつて避くべきである。これは理論と實際上の問題でありまして、当然避くべきである。それで立法にあたりまして、かりそめにもこういうような疑いを持たれるような場合に対しましては、当然これを法的に最初から決定しておくことが必要であるというふうに考えるわけでございしますが、これに対して、あなたの方では、やはり絶対にそういうことではないということを考えられるのですか。

○大坪政府委員　ただいまの御意見はまさにその通りじやないかと考えられるのであります。が、競馬につきましては、これは全然本法とは関係のないことであります。が、従前日本競馬会という特殊法人で競馬を施行しました当時にござましては、逆に競馬について

特別に認識を深めるため、あるいは競馬についての熱を持たせますために、理事につきまして馬主たることを義務としたような時代もあるのであります。そのことがいかに悪いかという点につきましては、ただいまの御意見の通りに弊害の点が多かるうかと思うのでございまして、従いましてその後そういうふうな馬主たることを義務とした事例はないのであります。が、そういうふうないきさつも、かたゞ農林大臣が任命、認可いたします場合に、そういうような点をよく考慮いたしますれば、御承知のように馬主は、競馬につきましましては長い経験と、競馬について非常に熱心な方がおられますので、全部の馬主さんにつきまして、当初から法律上当然の要件として欠格要件にいたしますることについては、いささか行き過ぎではなからうかという私どもの見解のもとに、一応当然の要件といましては馬主を欠格条項の中に入れていないというようなかっこうになつております。

○相富委員　次に第十七条の運営審議会の性質であります。この運営審議会を置くことに對しては、われ／＼は異議を唱えるものではございませんが、この運営審議会というものは、理事長に意見を述べることができるということになつてゐるわけでございますが、この意見がどこまでも意見であつたらばいいけれども、かりそめにもこれが競馬に圧力を加えるというようなことにもなおりますと、せっかくの明瞭なる競馬というものが、その圧力のために行われぬこともあると思うのでございますから、この審議会の委員に對しましての選任等も十分考慮さるべ

○富富委員 次に第十七条の運営審議会の開質であります。この運営審議会の開くことに對しては、われ／＼は異議を唱えるものではございませんが、この運営審議会というものは、理事長に意見を述べることができるということになつてゐるわけでございますが、この意見がどこまでも意見であつたならばいいけれども、かりそめにもこれが競馬に圧力を加えるというようなことになつてもなりますと、せつかくの閉鎖なる競馬というものが、その圧力のために行われぬこともあると思うのでございますから、この審議会の委員に對しましての選任等も十分考慮さるべ

きものであると思ふのでありますが、この意見といふのはどの程度の意見であるか、どういふような見解を持たれておるか承りたい。

○大坪政府委員 御意見の通り、競馬の施行につきましても、まづたゞ厳正公平かつ明朗に施行いたすことが眼目でありまして、同時に民主的な運営も必要ではなからうかと思ひます。その意味におきまして、学識経験者等からなる運営審議会を設けまして、理事長その他執行機関の諮問機関といたしまして、各般の競馬の重要事項につきまして調査、審議し、あるいは理事長その他意見を申し述べるといふような制度を設けておるのであります。従つてこの運営審議会は、そういう意味合いにおいて、競馬を公正明朗に施行するためにきめわて重要な機関として私も考へておりますから、理事者といひましたし、当然その意見を尊重すべきものであると考へるのであります。ただししかしながら、これはあくまで意見を申し述べるのでありまして、最後の決定権はもちろん理事にあると考へるのであります。その点は各般のいふ／＼な問題の場合に審議会が設けられておると同じように、その意見は尊重すべきものであるけれども、結局決定権そのものは理事長にあるといふようなことで、御了承を願ひたいと存するのであります。

○稻富委員 次に競馬を行う上におきまして、最も競走に關係のある騎手の身分保障のごときは、当然考へらるべきものであると思ひます。身分の保障をしない、騎手が誘惑に陥るといふ機会も多いと思ひますので、この点は十分考慮する必要があると思ひます。

いふますが、これが國營から公營になつた場合のこれに対する考慮が払われておるかどうか、この点ひとつ承りたいと思ひます。

○大坪政府委員 競馬を公正に施行せしめずためには、まづその一つとして騎手の身分保障が必要であるといふことは、まさに御意見の通りかと思ひます。これは何も騎手ばかりではなく、競馬を施行いたします職員、たとえば裁定員でありますとか、スタートに關係する職員でありますとか、あらゆる職員の身分が保障されまゝして初めて厳正公平な競馬ができると思へるのであります。従つてこれは日本中央競馬会の組織と申しますか、構成關係におきまして、それらの關係を十分定款、業務規程その他の点におきまして規定いたすべき筋合いのものではなからうかと考へております。従つて法律そのものといひましたし、それらの關係につきまして、騎手だけを抜き出してどうこうするといふようなことは参らぬのでありまして、これは騎手ばかりではなく、すべての職員の身分保障といふものが當然關連して来る問題でありますので、この点につきましては、日本中央競馬会設立のあかつきにおきましては、御意見の趣旨をとくと考へたいと思ひます。そういういふような不明朗な騎手の身分保障になることがないように措置いたしたいと考へるわけであります。

○稻富委員 現在の状態においては、スターターあるいは審判員は一つの職員だと思ひますが、騎手も職員ではない、別個の一つの存在になつておるのです。これに對してただ取締ることのみをもつて服従せよといふことは

どうもおもしろくない。これに對しては何らかの保障を与えて、そのかわりにこれに對する制裁をするといふ考へ方でやらなければならぬ。身分の方は何ら保障しないで、取締ることのみではいけない。そういうことをしておいて、危険な、しかもその競走の先頭に立つておる騎手にだけ明朗な競馬をやらせといふことは無理だと思ひます。これらに對しては、やはり當然主催者としての身分の保障をすると同時に、こちらの要求に應じさせる、こういうことが最も必要だと思ひます。しかるに騎手といふのは、御承知の通り非特に封建的な社會に育つてゐるし、主催者よりも、ほかのものの圧力が加はることが多いといふような立場に置かれてありますので、將來これが國營からさらに民營になりますならば、この点に對しては、特に私は考へなくちやいけない問題じゃないか、こういうふうに考へてゐるわけでありまして、この点を十分考へられる御意見があるかどうか、重ねてお伺ひしたいと思ひます。

○大坪政府委員 騎手の身分保障、待遇の問題についての御意見かと思ひますが、御意見の通り、現在におきましては、騎手の身分並びに待遇の点につきましては、必ずしも十分とは言へないものであります。その点につきましては、すでに御承知の通り、政府の予算において施行いたします場合におきましては、騎手等についても、特別の経済的な援助と申しますか、そういういふような措置が、實際問題として予算等の拘束においてなかつた困難であるのであります。従つて現在におき

ましては、私どもとして、いわゆる騎手の経済的な問題の改善といふ点につきましていろいろ努力いたしておるつもりであります。なお予算その他の關係で、十分にこれを実行し得ないのではありません。幸いに中央競馬会に切りかわりましたあかつきにおきましては、それらの点についてゆとりのある予算の執行等ができる予定でありますので、騎手の身分保障と同時に、騎手の経済的な問題につきまして、さらによりよいような制度に切りかえるように努力いたしたい、かように考へるわけでありまして。

○稻富委員 最後にお尋ねいたしたいと思ひますが、現在國營で行つてゐる競馬が、この競馬法の制定によりまして法人競馬を行うといふことになりまして、それではどの國家的な利害があるか、ひとつ結論を承りたいと思ひます。

○大坪政府委員 ただいまの御意見は、きわめて困難な問題じゃないかと思ひます。いふやうな國家的な利害關係、どういふやうな点につきましては、あるいは財政上の観点から論じました場合に、現在の見込みにおきましては、國の収益そのものについて、大体において現在と同等程度に考へてゐるのであります。なお競馬そのものの本質から考へましては、いふやうな國家的な關係におきましては、大体において國といふものはみづから競馬を施行しない、適切な団体はこれに施行せしめまして、國は嚴重な監督をするといふことが國家的な利益に一致する、かように考へておるのであります。現在國自身がこれを行つておりますよりも、國の利益はその意味合

いにおいてさらにその目的に合致する、かように考へてゐるわけでありまして。

○河野(一)委員 關連して、今までついで私もちやうだいしなかつたのですが、競馬を民營に切りかへましたときの大体の予算といふやうなものはあるのでしょうか、ないのでしょうか。もし政府の方にありましたならばよいだいたいと思ひます。また今の騎手の説明で、民營になればゆとりも出るといふことでしたが、現在の予算の組み方も、大体一割五分くらいものを競馬の運営に使つてゐると思ひますが、それらのところを御説明願ひたい。

○大坪政府委員 中央競馬会に移行いたしました場合の収支予算は、私どもといひましたし、一応概定をいたしておるのであります。その場合におきましては、売上高につきましては、大体百三十七億見当れといふ想定のもとに……。

○河野(一)委員 先般私は、馬事公苑等を持つておるとかえつてむだな金が出る、どういふやうに申し上げたのは、いふ／＼民營競馬になると、現在のようなやり方ではない、もう少し合理的に運営することになければならぬなからうと思ひます。たとえば今騎手の話が出ましたが、騎手だけではない、調教師の生活をどういふやうにして保障して行くか、ないしはまた馬主の経済をどういふやうに考へて

○大坪政府委員 手元に大体の数字を持つておりますので、差上げることにいたします。

○河野(一)委員 それがちやうだいでは、きつぱいのです。

○大坪政府委員 手元に大体の数字を持つておりますので、差上げることにいたします。

○河野(一)委員 先般私は、馬事公苑等を持つておるとかえつてむだな金が出る、どういふやうに申し上げたのは、いふ／＼民營競馬になると、現在のようなやり方ではない、もう少し合理的に運営することになければならぬなからうと思ひます。たとえば今騎手の話が出ましたが、騎手だけではない、調教師の生活をどういふやうにして保障して行くか、ないしはまた馬主の経済をどういふやうに考へて

行くかというようなことも、この際十分検討されるべき性質のものだと思ふ。同時に現在では競走馬が非常にふえて参りまして、一ころのように競走馬が少かつた時代と違つて、非常にふえて来ましたが、馬主の経済が非常に立ちにくくなつて来た。そして最近の出走馬もふえて来ましたが、競馬の事故が非常に多くなつて来ておられます。馬の事故についてはどういふふうな保障されるかというふうなことも考へなまればならぬだろうと思ふのです。この予算をきめるのはどういふふうにしてきめられるのか、今ここでちやうだしました、これは予想でしようが、これが民営競馬に切りかわつた際には、だれがどこでどういふふうにきめるのか、その順序をお聞かせ願ひたい。

○大坪政府委員 中央競馬会に切りかわりました場合の予算の編成の問題であります。これは中央競馬会といたしまして予算を決定いたしました。農林大臣の認可を得る、こういうふうなかつつとに相なつて参ると思ふのであります。

○河野(一)委員 中央競馬会として決定するのは、それは審議会の議を経るのでございましょうか。

○大坪政府委員 第十七条の第三項におきまして、「理事長は、前条に掲げる事項については、同条の議決前に、運営審議会の意見を聞かなければならない。」というふうになつておりました。当然にその意見を聞くというふうになつておるわけでありまして、つまり事業計画、収支決算、そういうふうな経理上の重要な計画につきましては、当然運営審議会の意見を聞くというふうになつておるわけでありまして、

とになつておるわけでありまして。

○河野(一)委員 開催費といふものは七億四千万円もかかる予定ですが、開催費といふものは、ごく大ざつばでいいのですけれども、どのくらいですか。

○井上説明員 開催費の内訳をいたしましては、諸謝金として、人馬の死傷の見舞金、それから御承知のように医者や看護婦がおりますが、その救護謝金、それから警備の謝金、これは国警あるいは自治警等の人が出て参りまする場合、ごく簡単なお昼の食事等を出しておる費用であります。それから開催に要する旅費、開催の物品費であります。この内容は備品と消耗品にわかれますが、これは特に説明する必要もないかと思ひます。それから開催の賃金、開催の役務費……。

○河野(一)委員 その程度でけっこうです。開催費七億四千六百万円とあるんですが、私はこれが非常にかかり過ぎると思ふんです。この内容をひとつよく大ざつばでいいですから、あとで書いて出してもらいたい。この開催費がかかり過ぎるというところ、意見もあると思ふんです。ほかのものは大体了承できると思ひます。この開催費が非常に多過ぎる。

それから諸積立金といふのが六千六百万円ありますが、この六千六百万円は一体どういふ積立金ですか。

○大坪政府委員 おもなるものは減価償却積立金でございます。

○河野(一)委員 減価償却といふのはどういふものですか。

○大坪政府委員 国から中央競馬会に移しました現在の国営競馬場の施設、建物その他の固定資産の減価償却の積立金であります。

○河野(一)委員 こういうものを置くこともけっこうかもしれないが、これは一方において営繕費が相当ありまするので、なるべくこういう経費は少くして、そして競馬開催の本来の目的を達成するように考へなければならぬと思ふんです。これは私がここでちやうだすることを申し上げるのは、現在の競馬開催の方法については、一般競馬のファンとか関係者は非常に不満が多いんです。今のやり方では困る、これはどうしても戦前の軍馬補充時代の感覚が残っている。こういうところ、非常に意見があるわけです。だからよほど競馬の開催の方法を思い切つてかえて行かなければならぬ、かえてほしいという意見が多いわけです。そういうこと等について、せつかく民営になりまして、へんな言葉ですが、官儀的な色彩であるとか、官儀的な取締りの感覚といふものがありますと、どうしてもそういうことが思ひ切つてかわつて行かないんです。これらについてはよほど御考慮をわすらわれないと思ひます。

もう一つ、もし時間が許されるならば、この議会にこの委員会の速記録にとどめておきたいと思ふのは、これからの競馬の開催について、農林当局がどういふふうに考へておるかという、あたりまえのことをあたりまえのように速記録にとどめておきたいんです。これは民営に移りかわる際でありまして、これから人がかわつて、不必要な政府の取締りや干渉はかえつてよろしくないというふうになるのをごさいます。またそういうことについて、先般の大臣の民営競馬に移りかえるときのごあいさつだけでは不十分な点が

非常に多い。これらについてどう考へられるか。

またもう一つは、くだらぬことのように思ふけれども、この法律によりまして、一般の登録をやることになつております。たとえば馬服の登録までやることになつております。そこで問題になりますのは、これもあまり露骨に申すのはどうかと思ひますけれども、関西方面の競馬を見ますと、一人の馬主が多数の馬を持つておつて、同一の競馬に数頭の馬を出場せしめて、そして公正を疑うようなレースがままあるということがあると申します。また別の意味から申しますと、これもある地方といたします。ある地方の国営競馬では、賞金を馬主がわけ合つていふ。そしてこのレースにはどの馬が勝つて、どれがどうなるというふうになつておるから、馬券の売上げがそのために非常に減退しておる競馬もあるわけでありまして、そういうことに墮落して参りますと、八億の賞金をわけ合つておるということになる。たとえば外国産馬の共同購入をやる。そして外国産馬のレースをレース組みますと、そのレースは必ず外国産馬が順番に勝つことになるといふことになりまして、そういうことのために、よほどそれらについて考慮を払ひまさんと、競馬が非常に墮落して参ります。その墮落の結果は、馬券の売上げが極端に減つて来るというふうになるのであります。が、それらのことは一体競馬会にまかしておいてよろしいかどうか、こういう点についての配意はどういうことになつておるといふ御意見を、ひとつ承つておきたいと思ひます。

○大坪政府委員 現在やつております

る国営競馬につきましては、関係者その他のから非常に不満が多いというおしかりのお言葉でありまして、私も思ひました。その点につきましては、常にさようなことのないようになつて努力いたしておるつもりであります。が、御承知のように現在には国営競馬でやつておるから、国の予算なり、あるいは国の各般の法規、そういうものに拘束せられまして、いわゆる機動性あると申しますか、そこにゆとりのある競馬の執行というものが、いろいろな拘束の面ではないかという非常に障害があるのであります。そのために私どもといたしましては、その点は常に考へておるわけでありまして、その性質上、全部が全部御期待に沿うようなことができないという非常な悩みがあるのであります。今回国営競馬を中央競馬会に切りかえたといふ趣旨も、実はその点にあるのであります。国自身が国の法律、命令その他予算に拘束されてできないような面を取除きたい、こういう点が今回の日本中央競馬会法案を提案いたしました一つの大きな理由であるのであります。

もう一つは、国自身が国営競馬を実行いたしております場合には、なかなかいろいろな苦情なりあるいは御不満の点を十分に取入れられない、かような事情に相なるのであります。その点につきましては、国はあくまで監督の立場に立ち、中央競馬会をしてこれを行わしめる。しかも中央競馬会には運営審議会という制度を設けまして、国と運営審議会と競馬会自体の理事、執行機関、この三者のうまい調節と申しますか、そういうふうな調節を

苦情なりあるいは御意見なりを、その三者によりまして十分に拜聴いたしまして、柔軟性のある競馬の執行と申します。競馬の実態に、本質に触れました競馬を執行して参りたい、これが今回中央競馬会法案を提案いたしました二つの大きな眼目であるのであります。御意見の点につきましては、私どももまさにそういうふうにお考えしております。それが競馬会法案を提案いたしました理由でありますので、どうぞひとつ御了承願いたいと思っております。

○河野(一)委員 運営審議会の運用については、内規が何かおきめになるのですか。

○大坪政府委員 運営審議会の議事規則と申しますか、運営審議会のやり方というものにつきましては、これは詳細に日本中央競馬会の定款、業務規則、その他の規定によりましてこれを決定して参らなくちゃならぬ、かように考えておるわけであります。

○河野(一)委員 その規定については、あらかじめ何か用意はあるのですか、あれば参考に承ればけっこうです、見せていただければ一番けっこうですが、ありませんか。

○大坪政府委員 運営審議会の議事規則その他各般の問題につきましては、目下検討中でありまして、まだ成果を得ておりませんので、御配付申し上げる段階に至っていないことを遺憾とするわけであります。

○河野(一)委員 運営審議会をどの程度に開催されるか、運営審議会に付議すべき項目はどういうものかということが一番重要になります。これは現在の鉄道公社等の例を見ましても、従来

であれば議会が鉄道の運営について相対に監督もできるということ、鉄道会館のような事件も起らなかったと思ふところがあるという性格というもの、議会からは離れて、議院に直接責任を負うものは将来農林省だということになります。農林省は監督の立場であつて、直接の責任がなくなつてしまふことになりまふ。そういういたしますと、一番これに対して発言をするのは運営審議会ということになる。もし運営審議会が型通りのものであれば、これはまったく加法的なものになつてしまふ。しかもこれが今言う通りに、鉄道のようになりまふとすると、それは公共性を持つ事業にするということであらばよろしい。ところが競馬というものは目的がすこぶる不明確であります。この点には人によつて解釈も違ひますし、その場によつて意見の述べ方も違ひます。収入を主たる目的とすれば、利益を上げればよろしいということになりますから、これは簡単であります。収入を目的とするし、畜産の振興も目的とするし、いろいろ意味において目的が多様多岐であります。従つて多種多様の目的を具現するためには、そこに開催の方法が中略を得て行かなければならぬことになる。これが一人の委員であるとか役員の指導性によつて運営されまふと、他の方面で非常に不満を買ふことになりまふ。そういう意味から言つて、運営審議会の運用というものは、私は非常に目的が広汎だと思ふ。一旦この法律が実現されることになりまして、そしてそれがいよく実行される場合には、運営審議会というものに非常に多くの期待を

持たなければなりませんことは、他の企業の法律をつくりましても、いづれも同様なものがたくさんあります。そこでこの審議会はこういう場合に開催されるか。ただ予算、決算をやるとか、そこに掲げてあるようなものを付議するのだという程度でなしに、積極的に意見を具申してやるという程度に行きまふと、運用の妙を期することゝがむずかしいかと思ひますが、それらについて、この際大体の当局が考えられておられる。それは成文化されておらぬでつこうですが、大体の、こういうふうな場合にどうだということ、この機会にお述べ願えればけっこうだと思ひますが、どうですか。

○大坪政府委員 競馬の施行に關連いたしまして、運営審議会の機能について御意見があつたのであります。運営審議会の機能につきましては、ただいまの御意見の通りだと思ひますが、ただ運営審議会がその機能の妙を發揮し得まふことは、競馬を公正に施行せしめまふための要件をなすものじやないかと思ひます。従つて提案いたしました条文においても、運営審議会について強い権能——と申しますと語弊がありますが、使命を課してゐるのであります。たとえて申しますと、収支予算でありますとか、事業計画でありますとか、そういうようなものにつきましては、運営審議会の意見を聞くということになつてゐるのであります。同時に日本中央競馬会の事業執行の根本をなします定款及び規約、これらの設定、変更といふものにつきましても、運営審議会の意見を聞くということになつてゐるのであります。つまり中央競馬会の重要な事項

につきましても、すべて運営審議会の意見を聞くということに相なつておりますので、運営審議会と執行機関といふものが、これは表裏一体の関係になるのじやないかと思ひます。つまり理事者といひましては、常に運営審議会の意見を聞いて執行するといふような、大体の考え方のもとに法律を構成いたしてゐるつもりであるのであります。その点につきましては、年に何回開くとかいふような筋合いのものではないに、常時運営審議会と表裏一体をなして運営をして参るといふことが、本法の精神であり、かつ競馬につきましても、いろいろ人によつて考え方も違ふといふことは、これはたゞいま御意見の通りでありますので、競馬が将来健全な発達を遂げまふためには、各方面の意見を十分に尊重して参るといふことがぜひ必要じやなからうか、こういうような意味合いにおきまして、第十六条並びに第十七条のような規定を設けてあるわけでありまふ。

○河野(一)委員 運営審議会の構成はどういうことですか。

○大坪政府委員 提案いたしております第十八条によりまして、運営審議会の委員は、競馬に關係いたしております馬主と、競走馬を生産しております生産者と、それから学識経験者、こういう大體三者に依拠をいたすことに相なつてゐるのであります。

○河野(一)委員 あまり長く時間を拝借することはどうかと思ひますから、私はこの機会に一言申し上げておきますが、最近競馬について聞きますと、とかく一人の人があまり長く同じ地位にあり過ぎるというきらいがあるの

であります。これは興業機関もしくはあつては團體の性質から申しまして、たとえば運営審議会の委員だとか、そういうものについても、なるべく更新される方がいいといふことを私は希望申し上げておきます。同一の人を同一の地位に長くおとめておきますと、そのためにボス的な存在になるといふことを私はおそれるのであります。そういう意味から、私は馬主会の役員等について、なるべくかえつてを常に主張しておる一人でございます。將來農林省が指導されます上からいつて、同一の人を同一の地位に長くおとめないようにといふことを、この際特に申し上げておきます。執行機関につきましても、経験といふこともありませんから、これについては異議は申し上げまふけれども、そうでなしに、外部勢力はなるべく同一の人を同一の地位に長くおとめないようにすることにしておく——規定に書けるかどうか知りませんが、そういうふうにされたいと思ひます。

○大坪政府委員 御意見の点はまさにその通りかと思ひますので、政府とい

たしまして、この点は今後の場合に大いに考慮いたす考えでございます。

○佐藤(洋)委員長代理 福田君。

○福田(喜)委員 きのうに続きまして、残っている分をお尋ねいたしました。現行競馬法第三十七条によりまして、政府は昭和二十三年一月、日本競馬会の資産及び負債を承継したわけでありますが、その後日本競馬会から契約の無効の訴えが提起されており、その訴訟によりまして、国営競馬特別会計が承継した日本競馬会の方の純資産額は一億七千万円であると記載されており、政府がもしこれに敗訴するということになりますと、本法は実施不可能に陥るのみでなく、現行国営競馬そのものが継続できなくなるようなはめに陥るわけであり、一体政府はこれに対してどういうふうなお考えでございますか。

○大坪政府委員 政府が日本競馬会より承継いたしました財産につきましては、訴訟が提起されており、つきましては、御発言の通りであると思っております。私どもといたしましては、当該訴訟は理由のないことと思っております。敗訴になるというふうな考え方は持つておらないのであります。裁判の問題は別といたしまして、いづれにいたしましても、国といたしましては、現在の状態のもとにおきましては、裁判のいかんにかかわらず出資を得る状態にあるのであります。その意味合いから本法案が不成立と申しますか、それが実行ができないというふうなことはならない、かように考えるわけでございます。

○福田(喜)委員 役員の方格条件その他政務役員の方格条件につきましては、

大体同僚委員からも聞いておられるかと思ひます。また修正の点も考慮されておるやに聞いておりますので、これは省きまして、いま一つ競馬運営審議会について伺います。これは理事長の諮問機関となつておりますが、これを農林大臣の諮問機関として、定款の変更とか規約の設定、変更、その他競馬会の業務の運営に関する重要事項を審議せしめるようにしてはどうか。そういうふうにした方がいゝのじやないかと考えられますが、この点に關する政府の御所見を承りたい。

○大坪政府委員 運営審議会は、競馬を公正にかつ明朗に行いますために、民主的組織を採用する、こういう趣旨のもとに日本中央競馬会の機関といたしまして、理事が競馬を施行するための各般の重要な事項につきましてその意見を聞いて執行する、こういう建前のもとに運営審議会の制度を設けておるのであります。ただいまの御意見は、運営審議会を農林省の諮問機関にしたかどうか、こういうふうな御意見であります。ごもつともな御意見かと思つております。農林大臣の監督の場合の措置といたしましては、別なところと考へられますので、構成自体といたしましては、運営審議会がいわゆる中央競馬会の機関として設けられた方が、競馬の公正な執行、広く意見を聞いて、それによつて競馬を執行するといふような建前からいたしまして、非常に合理的じやなからうか。かような趣旨のもとに競馬会の機関として審議会を設けた次第であります。

○福田(喜)委員 今諮問機関の内容の御説明があつたわけですが、競馬運営

審議会というものは、本法の建前上農林大臣の諮問機関にした方が、その運営の目的からいってベターでないか。理事長の諮問機関となると、権限、範圍と申しますか、國家と競馬運営との關係に對して、局限されたと思ひます。一つ、一つの目的にそぐぬ感じがいたすわけでございます。理事長の諮問機関とせずして農林省の諮問機関とした方が、この目的に沿うのではないかと。その理由を承りたいのであります。

○大坪政府委員 運営審議会を農林省の諮問機関にするかあるいは中央競馬会の諮問機関にするか、この点について御意見でありまして、今國營競馬をいゝゆる民營競馬に切りかえまうときの措置といたしまして、國はあくまで競馬施行の外に立つ。こういうふうな観点からいたしまして、國は監督の立場に立つ、中央競馬会を設けて競馬そのものを執行せしめる、こういう趣旨であるのであります。従つて中央競馬会におきまして競馬を執行せしめまう場合には、その業務の重要な事項につきましては、広く学識経験者その他競馬につきましても、特別の知識、經驗を持つておる方の御意見を十分に拜聴いたしまして、競馬を執行する、こういうふうな立場から、中央競馬会の機関といたしまして運営審議会といふものを設けておるのであります。國が監督いたします場合の農林大臣の監督そのものにつきましては、別にそういうふうな機関を設ける必要はなからうかと思つております。競馬会が競馬業務を行います場合に、よく各方面の意見を聞いて、それによつて実行す

る、こういうふうな立場をとつて行つた方がよくはなからうかという構想のもとに、御提案を申し上げておる次第であります。

○佐藤(洋)委員長代理 他に御質疑はありませんか。

○佐藤(洋)委員長代理 この際奄美群島復興特別措置法案に關して連合審査會開會申入れの件についてお諮りいたします。

昨日議員提出の奄美群島復興特別措置法案が地方行政委員會に付託になつておりますが、御承知の通り、本案は奄美群島の復興に伴い、同地域の急速な復興をはかるための特別措置として総合的な復興計画を策定し、及びこれに基く事業を実施しようとするものであります。農林關係といたしましては、同地域における土地改良事業、林業施設の整備等については、当該事業に關する法令の規定にかかわらず、特別な國の助成が考慮されており、またこれら復興計画に基く事業の予算の見積り、予算の執行等に關する國の事務は總括して自治庁において取扱うことになつております。従いまして昨日の理事會の申合せによりまして、この際本案について地方行政委員會に連合審査會の開會を求めたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

○佐藤(洋)委員長代理 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。なお連合審査會の開會日時等につきましては、主管の委員長と協議の上、おつて御通知申し上げます。午後零時四十分休憩 午後二時二十一分開議

○井出委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

日本農林委員會に付託になりました内閣提出昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に關する特別措置法案を議題といたし審査に入ります。

まず本案の趣旨について政府の説明を求めます。保利農林大臣。

昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に關する特別措置法案 昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に關する特別措置法案

(この法律の目的) 第一条 この法律は、昭和二十九年四月における凍霜害によつて損失を受けた農業者に対する資金の融通を円滑にする措置を講じて、その經營の安定に資することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「被害農家」とは、農業を主たる業務とする者であつて、昭和二十九年四月における凍霜害(以下「凍霜害」という)による春播穀又は農作物の減収が平年における春播穀又は当該農作物の収穫量の百分の三十以上であり、且つ、凍霜害による前及び農作物の減収による損失額がその者の平年における農業による總収入額の百分の十以上である旨の市町村長(全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては、組合管理者。次項において同じ。)の認定を受けたものをいう。

午後二時二十一分開議

2 この法律において「営農資金」とは、農業協同組合又は金融機関が、被害農家に對し、肥料、薬剤等の購入資金その他農業經營に必要資金として、市町村長が認定する損失額を基準として政令の定めるところにより算出される額の範囲内において、償還期限二年（政令で定める場合は三年）以内及び利率年六分五厘以内の条件で昭和二十九年九月三十日まで貸し付けるものをいう。

（国庫補助）

第三条 政府は、都道府県に對し、予算の範囲内で左に掲げる経費の全部又は一部を補助する。

一 都道府県が、農業協同組合その他の金融機関に對しその貸し付けた営農資金（農業協同組合が農業協同組合連合会又は農林中央金庫から借り入れた資金をもつて貸し付けたものを除く。第三号、第五号及び第七号において同じ。）につき利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

二 都道府県が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に對し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行う場合における当該利子補給に要する経費

三 市町村が、農業協同組合その

他の金融機関との契約により、当該金融機関に對し、その貸し付けた営農資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

四 市町村が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に對し当該資金に充てるために貸し付けた資金につき、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

五 市町村が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が営農資金を貸し付けたことによつて受けた損失をこれに對し補償するのに要する経費の四分の三以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

六 市町村が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に對し当該資金に充てるために資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し補償するのに要する経費の四分の三以内を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

七 都道府県が、農業協同組合その他の金融機関との契約により、当該金融機関が営農資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、農林大臣の承認を得て、当該金融機関に對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

八 都道府県が、農業協同組合連合会又は農林中央金庫との契約により、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、営農資金を貸し付けようとする農業協同組合に對し当該資金に充てるために資金を貸し付けたことによつて受けた損失を、農林大臣の承認を得て、当該農業協同組合連合会又は農林中央金庫に對し補償する場合における当該損失補償に要する経費

九 前項第五号から第八号までの契約には、左の各号の事項を含まなければならぬ。

一 当該契約の当事者である農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関（以下「融資機関」という。）は、当該契約により損失補償を受けた後、善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けな

い損失のてん補に充當し、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。

三 第一項第五号から第八号までの損失は、融資元本の償還期限到来後三月を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額とする。

四 前条第一項の規定により政府が都道府県に對し補助する場合における当該補助に係る同項各号の営農資金の総額は、三億円を限度とする。

2 前条第一項の規定により政府が都道府県に對し交付する補助金は、同項第一号から第四号までの経費については、当該利子補給額の二分の一に相當する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年三分五厘（政令で定める場合は年三分）の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号までの経費については、当該損失補償額の二分の一に相當する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相當する額のいずれか低い額の範囲内とする。

（政府への納付金）
第五條 第三條第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、融資機関から同條第二項第二

号の契約事項による納付金を受けたときは、その一部を政府から補助を受けた割合に應じて政府に納付しなければならない。

2 第三條第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、当該都道府県が融資機関から同條第二項第二号の契約事項によつて納付金を受けたときは、その全部又は一部を当該市町村が都道府県から補助を受けた割合に應じて当該市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に應じて政府に納付しなければならない。

（補助金の打切又は返還）
第六條 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したとき、又は当該都道府県若しくは市町村と第三條第五号から第八号までの契約を結んだ融資機関が同條第二項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に對し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができ。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 昭和二十八年四月及び五月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十八年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。
3 第二條に次の一項を加える。
被害農家で、昭和二十九年四月

における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和二十九年法律第 号）第二条第一項の被害農家にも該当することとなつたものが貸付を受けている営農資金のうち政令で定める額の範囲内の金額については、昭和二十九年九月三十日まで、その償還期限を二年をこえ三年以内（前項の政令で定める場合は三年をこえ四年以内）とする旨の貸付条件の変更があつた場合にも、なおこれを営農資金とみなす。

○保利国務大臣 ただいま提案になりました昭和二十九年四月における凍霜害の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案の提案の理由を御説明いたします。

本年四月における凍霜害は、その規模において昨年の凍霜害には及ばぬものでありますが、部分的には相当の被害を生じ、また昨年、本年と連続し被害をこうむつた地域も多く、被害農家の経営に及ぼした影響は軽視し得ないものであることは御承知の通りであります。政府はこの事態に対処し、被害農家が今後その農業経営を維持するのに必要とする営農資金が円滑かつ低利で融通せられるための措置を講じ、もつて被害農家の経営の安定をはかる目的をもつてこの法案を提案したのであります。

次に本法案の内容の概略を御説明申し上げますれば、まづ第一は、農林中央金庫、都道府県信連、農業協同組合その他の金融機関が被害農家に対して営農資金を融通する場合に、その金融機関に対して都道府県、市町村が利子

補給及び損失補償を行う経費の一部を国庫から助成する措置であります。すなわち今次の凍霜害により平年作に比し三割以上の被害をこうむり、且つその被害がその農家の通常の農業総収入額の二割以上である農家に対し金融機関が期限二箇年以内、年利六分五厘以内の金利で営農資金を貸し付け、その金融機関に対して都道府県及び市町村において年五分以内の利子補給及び融通額に対し四割以内の損失補償を行つた場合に、国が融資総額三億円の範囲内において当該利子補給金または損失補償金の二分の一を都道府県に対して補助しようとするのであります。

第二は、昨年の凍霜害による被害農家が再び被害をこうむつた場合の措置であります。すなわち昨年の凍霜害による被害農家で営農資金の貸付を受けていた者が、本年の凍霜害により再び被害をこうむつた場合、昨年借り入れた資金の一部につき一年以内の期間を限り期限を延長することを認め、これに対して利子補給、損失補償の措置を継続して行おうとするのであります。以上がこの法案提出の理由並びに内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○井出委員長 本案に対する質疑は暫時留保いたします。

○井出委員長 この際お諮りいたします。過般來懸案となつておりました電柱敷地補償料に關してであります。昨年の暮の委員会において、東京電力の關係者を参考人として本委員会に出席、説明を願つたのでありますが、会社側のこれに対する態度もきわめて不

明確でありましたので、その際委員長からも申し上げました通り、当日の本委員会の會議録を東電に送付いたし、詳細にデータ等を整理した上で、もう一度本委員会に出席されるよう要望しておきましたので、近く本問題について東電の出席を求めたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認め、さう決しました。

なお参考人より説明聴取の日は、委員長に御一任願ひたいと思ひますので御了承願ひます。

この際暫時休憩をいたしまして、午前十からの懸案になつておりました日本中央競馬會法に關する懇談会をいたしたいと思います。

午後二時二十六分休憩

〔休憩後は開會に至らなかつた〕